明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七七）　一
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（国土交通六四）　二
〔告示〕
○肥料を登録した件（農林水産九一三～九一六）　三
〔公告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
本州四国連絡高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達関係　五二
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　五二
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○厚生労働省令第七十七号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条及び第九十八条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十二条第一項及び第五項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月七日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　日本国籍を有しない当然被保険者に係る前二項の届書又は磁気ディスクには、ローマ字氏名届（様式第七号の二）を添えなければならない。

第二十一条に次の一項を加える。

7　日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第四項の届書には、ローマ字氏名届（様式第七号の二）を添えなければならない。

様式第七号の次に次の様式を加える。